第1節 共に助け合い、安全・安心に暮らすために

1-1 地域で共に助け合う、災害に強く犯罪のないまち

施策 0 1 災害に強いまちづくり

目的	対 象	市内にいるすべての人,市内全域
נח בו	意図	災害から身を守る,災害に強いまちになる

▲ 施策の方向と基本的取組の体系

市内にいるすべての人の生命・身体・財産を災害の脅威から守るため、減災対策の充実、 災害時の対応能力の強化及び復旧復興体制の整備について、自助・共助・公助の考えに基づ き個人・地域・事業者・行政のそれぞれの役割に応じた取組を推進します。



時点修正のポイント(修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等)

- 〇 災害対策基本法の改正を踏まえた地域防災計画の修正に伴う地域の防災力の向上 (帰宅困難者対策、女性・要配慮者の視点など)
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進
- 〇 住宅の耐震化の促進
- 公共施設の老朽化対策及び適正配置(公共施設等総合管理計画)
- 〇 防災行政無線のデジタル方式への移行
- 〇 空き家対策
- 通信機器を用いた画像データを含有した情報共有体制の構築

畢 現状と課題

○東日本大震災で得た教訓を踏まえつつ,災害による被害を最小限にするため,ハード・ソフト の両面から災害に強いまちづくりを計画的・横断的に進めていく必要があります。 ○東京都は、首都直下地震等の被害想定の見直しを行い、 東京都地域防災計画を修正しました。調布市では、調布 市地域防災計画の修正を行い、避難所においては災害対 応能力の向上及び被害想定に対応した防災備蓄品量の確 保を図るため、物資・数量の見直しを行う必要がありま す。また、東京都帰宅困難者対策条例が平成25年4月 から施行され、帰宅困難者対策を総合的に推進する必要 があります。



調布市防災教育の日に おける 防災訓練の様子

- ○市民と地域の防災力を高めるべく、調布市では防災市民組織の育成、防災機関や地域住民が連携した総合防災訓練の実施、地区協議会などが実施する地域防災訓練の支援などに取り組んでいます。今後は、より多くの市民に防災訓練をはじめとする防災活動への参加を促すとともに、市の総合的な防災力向上に向け、民間事業者・ボランティアとの連携強化を進めていく必要があります。
- ○災害時の一時的な生活の場となる避難所については、地域住民を中心とした円滑な運営が可能となるよう、平成24年3月に作成した「避難所運営マニュアル作成のためのガイドライン」に基づき、各避難所における運営マニュアルの作成を進めています。調布市地域防災計画の修正を受け、避難所においては災害対応能力の向上及び被害想定に対応した防災備蓄品量の確保を図る必要があります。また、東日本大震災では女性や高齢者、子どもなどの視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことから、女性や高齢者、子どもなどの視点に配慮した運営体制の構築が求められています。
- ○東日本大震災等の近年の災害を踏まえ、平成25年9月に修正した調布市地域防災計画では、地震発生時に最大約16万2,000人の滞留者及び約4万6,000人の帰宅困難者の発生を見込んでいます。平成25年4月から施行された東京都帰宅困難者対策条例に基づき、一時滞在施設等の確保や帰宅支援・情報提供の基盤整備などの帰宅困難者対策を、事業者等と連携して総合的に推進する必要があります。
- ○高齢者や障害者など災害時に避難することが困難な方(避難行動要支援者)が必要な支援を受けられるよう,調布市災害時要援護者避難支援プランを推進していく必要があります。調布市は,自治会などの地域の組織と「災害時要援護者の支援に関する協定」を結び、地域の共助による体制整備を進めており、今後、更なる協定締結を進め、市内全域に広げていく必要があります。また、改正災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を整備し、平常時から避難支援等関係者に提供していく必要があります。
- ○平成23年度に学校の就業時間における教職員の震災時の初期対応を検証した「震災時対応シミュレーション」を作成したほか,毎年4月第4土曜日を防災教育の日と定め市立小・中学校で一斉に、学校と保護者・地域住民の人々が一体となった防災教育や、学校や地域の実態に応じた防災に関する活動を実施することとしています。
- ○平成25年3月に改定した調布市耐震改修促進計画において,住宅及び民間特定建築物の耐震 化率を平成32年度までに95%とする目標を掲げ、計画的な耐震化を促進しています。

第3編 分野別計画

○東京都は、平成23(2011)年4月に震災時の建物の倒壊による特定緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例を施行し、震災時に重機や物資を運ぶ特に重要な道路を「特定緊急輸送道路」として指定しています。また、平成25年の改正耐震化促進法に伴い、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断が義務化されるとともに、国拡充分の補助が加算されました。調布市では、沿道建築物の所有者の方々に、耐震化に係る費用の一部を補助し、沿道建築物の耐震化を進めています。平成27(2015)年度補助対象建築物の耐震化率100%に向けて、沿道建築物の耐震化の促進を図る必要があります。

出典:調布市耐震啓発パンフレット

- ○災害時に迅速な消火活動を展開できるよう,消火栓・防火貯水槽などの消防水利施設の整備・ 更新や,消防団の装備品等の更新などを計画的に行っていく必要があります。
- ○地域の防災力の中心・中核として、常備消防とともに不可欠な消防団については、全国的に 団員の減少・高齢化等の問題がみられるため、消防団広報誌を毎年発行し、市内在住者はも とより、在勤者の入団を促進するなど、消防団員の確保に努めています。
- ○地震時にも下水道施設の機能を確保するため、地震対策を推進するとともに、被災した際の バックアップ対策を進める必要があります。
- ○SNS等の通信機器を用いた画像データも包含した情報共有体制を構築していく必要があります。
- ○近年,生活環境に影響を及ぼす空き家等が全国的に増加傾向にあり,防災・防犯・衛生・景観等多岐にわたる課題となっています。地域住民の生命・身体・財産の保護,生活環境の保全,空き家等の活用の促進を目的とした空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月に制定され,市としても総合的な空き家対策を進めていく必要があります。

4 基本的取組の内容

01-1 防災体制の充実

◆地域防災計画の修正

東京都による首都直下地震等の被害想定の見直しや東日本大震災でも課題となった女性・児童・要配慮者の視点を踏まえ修正した調布市地域防災計画に基づき、防災対策の推進を図ります。また、東京都地域防災計画の修正等を踏まえ適宜計画の見直しを行います。

◆地域の防災体制づくり

防災訓練などを通じて市民一人一人が自ら備え、地域で共に助け合う、自助・共助による地域の防災体制づくりを普及促進するため、地域に根差した防災活動の主体となる防災市民組織の育成支援を図ります。

◆災害時のための支援

調布市災害時要援護者避難支援プランに基づき,自発的な避難行動要支援者名簿への登録の 促進や地域組織(自治会,地区協議会等)が主体的に避難誘導等を行えるように災害時の支援 体制の構築を図ります。

◆関係機関・事業所等との連携体制の強化

災害時における他自治体との連携強化や帰宅困難者,駅前滞留者などの対策,二次避難所(福祉避難所)の確保が円滑に行われるよう,他自治体や市内の学校,事業者などとの災害時協定の締結及び見直しを推進します。

◆避難所における災害対応能力の向上・備蓄体制の強化

「避難所運営マニュアル作成のためのガイドライン」に基づき、避難所ごとの運営マニュアルの作成を促進します。また、学校施設の避難所としての機能の充実、備蓄コンテナや防災備蓄倉庫の整備を、計画的に進めます。

◆情報伝達能力の向上

災害発生時の連絡手段として有効な防災行政無線のデジタル方式への更新や、市民防災メールや防災フリーダイヤル、調布エフエム等による災害情報等の提供など様々な手法を用いることにより情報伝達能力の向上を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
防災市民組織の団体数	90 団体 (平成 25 年度)	120 団体 (平成 30 年度)

基本計画事業

事業名	防災市民組織の育成
	防災に関する各種講演会や出前講座などの実施、防災備蓄品の提供等によ
事業の内容	る支援を行い,防災市民組織の新規結成や育成を図ることで,市民の防災
	意識の高揚と市民生活の安全確保を図ります。

	事業名	調布市災害時要援護者避難支援プランの推進
ı		「調布市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき,災害時に安全に避難
ı	申業の振声	することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対し、地域組
	事業の概要 	織による支え合い・助け合いによる支援体制を整備し、地域の安全・安心
ı		の体制を強化します。

事業名	防災備蓄品の確保・充実
	東京都の被害想定の見直しを踏まえ、防災備蓄品の食料や生活用品などの
事業の内容	確保・充実を行うとともに、備蓄コンテナの設置や、防災備蓄倉庫の整備
	を計画的に進めます。

第3編 分野別計画

事業名	緊急時の水の確保
中帯の恒田	災害時の給水体制を確立することで、災害発生時における飲料水や生活用
事業の概要	水を確保します。

事業名	災害情報システムの維持管理・充実
	的確に市民へ防災情報を提供するため、防災行政無線などの災害情報シス
事業の内容	テムを維持管理していくとともに,防災行政無線のデジタル方式への移行
	を進めます。

	事業名	小・中学校施設の整備【再掲】
		児童・生徒が良好な環境の中で学ぶことができるよう、老朽化した学校施
	事業の内容	設の計画的な維持・保全を推進するとともに,非構造部材の耐震化,避難
		所機能の充実を進めます。また,不足教室への対応や,調布市特別支援教
		育全体計画に基づいた特別支援教室の整備を行います。

01-2 災害に強い都市基盤の整備

◆特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

震災時の復旧・復興の大動脈となる特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進し、防 災都市づくりを推進します。

◆骨格となる都市基盤の整備

震災時における輸送機能とともに,市街地の延焼を防止し,かつ,避難路や消防活動等の救援・救護活動の空間ともなる延焼遮断機能を確保するため,その軸となる都市計画道路などの都市基盤の整備を進めます。

◆橋りょう・下水道などの耐震化の促進

緊急時の物流経路を確保するため、調布市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋りょうの耐震工事を進めます。また、下水道についても耐震化工事や老朽化した管路の更新などを計画的に推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
特定緊急輸送道路沿道建築物(補助対	21.9%	100%
象建築物)の耐震化率	(平成 25 年度)	(平成 27 年度)

基本計画事業

事業名	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業
	震災時の建物の倒壊による特定緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、耐震診断、
事業の概要	補強設計、耐震改修、建替え及び除却に要する費用の一部補助により、沿
	道建築物の耐震化の促進を図ります。

	事業名	橋りょうの耐震改修
	事業の概要	橋りょうの安全な維持管理のため、調布市橋りょう長寿命化修繕計画に基
		づき,計画的な耐震工事を進めます。

	事業名	下水道施設の地震対策の推進
	古巻の畑西	調布市下水道総合計画及び地震対策計画に基づき,災害対応の拠点となる 救急病院・避難所等からの排水を受ける管路について,地震により損傷し
-	事業の概要	やすい下水道管とマンホールの接続部分を可とう化及び補強することにより,管路の耐震化を進めます。

事業名住宅の耐震化の促進【再掲】		住宅の耐震化の促進【再掲】	
		昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準により建築された木造住宅の所有	
	事業の概要	及び分譲マンションの管理組合等に対して、耐震診断に係る費用を一部助	
		成するなど、耐震化を図ります。	

事業名	都市計画道路の整備【再掲】
	将来の交通需要に対応した秩序ある道路交通網を形成するため, (仮称)
事業の概要	調布市道路網計画の策定に取り組むとともに、都市計画道路の整備を計画
	的に推進し、交通機能の向上を図ります。

01-3 消防力の強化

◆消防施設の適切な整備・管理の推進

災害時に迅速な消火活動を展開できるよう、消火栓・防火貯水槽などの消防水利施設を計 画的に整備・更新します。

◆消防団の円滑な運営と対応能力の向上

消防団の円滑な運営を図るため、消防団員の確保に努めるとともに、消防団装備品等の充実、 消防資機材の計画的な更新など、消防団の対応能力の向上を図ります。

◆消防力(常備消防等)の維持・向上

東京消防庁と連携・協力し常備消防力の維持・向上を図るとともに、消防団との連携体制を 強化するなど、消防力の維持・向上を推進します。また、激甚災害等において、地域の力を生 かすため、専門的知識を有する消防団OB会等との連携強化を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値
防火貯水槽の整備区域	386 区域 (平成 25 年度)	399 区域 (平成 30 年度)

基本計画事業

事業名	業名 消防水利の整備・維持管理	
事業の概要	消防水利として使用する防火貯水槽を整備・更新するとともに、消火栓の	
	新設や維持管理を行います。	

事業名	消防団の対応能力の向上	
	火災等の災害時に火事状況など的確な情報送信や消防団員が有効かつ効率	
事業の概要	的に活動ができるよう、消防ポンプ車の更新や装備品等の充実、火災伝達	
	システムの維持管理、AED装備など災害時の対応能力の向上を図ります。	

事業名	常備消防力の維持・向上
事業の概要	東京消防庁と連携・協力し常備消防力の維持・向上を図るため、老朽化し
	た施設の整備を行います。



参加と協働の視点 ~市民等に期待される役割~

- 市民は、自らの命は自らが守るという「自助」の考えに立ち、防災に関する情報の積極的な 取得、食料の備蓄や家具の転倒防止など、常日頃から自主的に災害への備えを行うとともに、 コミュニティを核とした地域の防災活動に積極的に参加・協力します。
- 事業者は、災害時における協定の締結に協力するとともに、安全・安心な地域社会の形成を 担う一員として、従業員の安全確保をはじめとする帰宅困難者対策など、防災対策に主体的 に取り組みます。

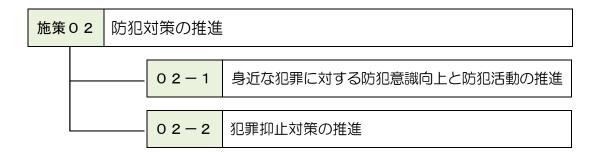


施策 0 2 防犯対策の推進

目的	対 象	市内にいるすべての人
	意図	安心して生活できる安全な環境をつくる

➡ 施策の方向と基本的取組の体系

市民一人一人の身近な犯罪に対する防犯意識の向上と防犯行動の促進,地域ボランティアによる防犯活動の促進,市民,地域、警察,行政の協力体制の維持・向上により、市民が安心して生活することができる犯罪のないまちづくりを目指します。



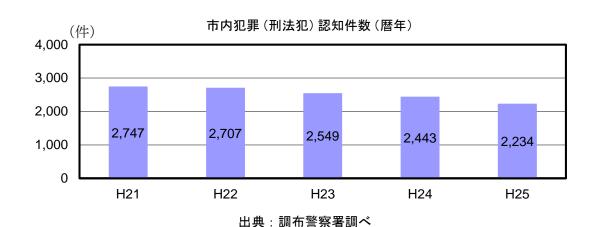
時点修正のポイント(修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等)

- 〇 振り込め詐欺被害防止
- 〇 空き家対策

ዹ 現状と課題

- ○調布市内刑法犯認知件数は減少傾向にありますが,万引きや空き巣,ひったくり,自転車盗など身近な犯罪は,未だ多い状況にあり,市民,地域,警察,行政が連携し対策を進めていく必要があります。なかでも振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺については,全国的に被害が増加しており,平成25年には過去最悪の被害が発生しています。調布市も同様に平成25年は平成24年を上回る過去最悪の被害となりました。拡大する被害の防止に向け,調布警察署及び関係機関と連携しながら,市報やホームページ,調布市防災・安全情報メール,ツイッターなどによる広報啓発活動をはじめ,各種キャンペーンや,ふれあい給食,出前講座など,市民とふれあう様々な機会を活用した啓発活動に繰り返し粘り強く取り組む必要があります。
- ○公立の小・中学校や児童館において不審者訓練及び防犯教室を通して子どもの防犯意識の向上を図っています。また、子ども自身の犯罪被害防止能力の向上のため安全・安心マップの作成支援も進めるほか、防犯ブザーを新入学生に配布しました。
- ○防犯に関する情報のメール配信,市報,調布エフエム,ケーブルテレビなど,様々な媒体や機会を活用し,犯罪の防止と防犯意識の向上に取り組むとともに,道路の明るさの改善や公園の整備において死角となるスペースを生まないなど,防犯の視点からの環境整備に努めています。

- ○防犯カメラについては、市内7つの商店街に83台(平成26年3月現在)の街頭防犯カメラを設置し、安全・安心なまちづくりを推進しており、市が設置する防犯カメラについても検討していく必要があります。
- ○近年では調布市内刑法犯認知件数の減少や市民意識調査において,市民の生活環境における不安感は少なくなりつつありますが,引き続きだれもが安心して暮らせる安全な地域社会を実現するため,警察をはじめとする関係機関との連携・協力のもと,地域で支え合い,守り合う自主的な防犯活動を促進し,犯罪を未然に防止し,安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。
- ○パトロール用のベストや腕章などの支援用品, 青色回転灯を貸与することで地域における自主的な防犯パトロールを推進し, 犯罪の起きにくい地域社会づくりを進めています。加えて, 参加団体の増加を目指し, 活動支援の内容, 体制について検討していくことが必要です。
- ○安全・安心パトロール業務については、警察署や地域の自主防犯パトロールと連携し、効率的・ 効果的なパトロールの取組を進めていくことが必要です。
- ○老朽化した空き家については多岐に渡る課題があり,犯罪等の危険など防犯上の問題を含めた 総合的な空き家対策を検討していく必要があります。



ዹ 基本的取組の内容

02-1 身近な犯罪に対する防犯意識向上と防犯活動の推進

◆身近な犯罪に対する防犯意識の向上

空き巣やひったくり、自転車盗など、日常生活の身近なところで発生する犯罪を減らすため、各種媒体や生活安全講演会、出前講座などにおいて犯罪の発生や対策などの生活安全に関する情報を発信し、犯罪の予防と防犯意識の向上を図ります。また、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害防止については、引き続き調布警察署及び関係機関と連携し、リアルタイムな広報啓発活動や各種キャンペーン、ふれあい給食、出前講座による身近な犯罪としての注意喚起を実施するとともに、効果的な啓発媒体として、平成25年度に市が製作した振り込め詐欺防犯対策DVDを活用し、被害の減少に向け取り組みます。

◆防犯教育の推進

小・中学校におけるセーフティ教室や児童館における防犯教室のほか,子どもたちの防犯教育に取り組みます。また、学童クラブなどにおいて安全・安心マップの作成を支援することで,

第3編 分野別計画

作成の過程でどのような場所が犯罪に巻き込まれやすく気をつける場所なのかを理解させる ことにより、犯罪被害防止能力の向上を図ります。

◆個人や地域における防犯活動支援

地域における防犯のまちづくりを進めるため、防犯パトロール支援用品の貸与や防犯意識啓発グッズの配布により、防犯活動を支援するとともに防犯意識の向上を図ります。また、それぞれの地域において自治会、PTAなどによる自主的な防犯活動を促進し、安全・安心に暮らせる地域社会の形成を支援します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
治安の面で自分の住んでいる地域が安 心して暮らせると感じている 市民の 割合	79.3% (平成 25 年度)	80.0% (平成 30 年度)

基本計画事業

	事業名	地域での防犯パトロールの支援	
	事業の内容	防犯パトロール支援用品を貸与するとともに防犯意識啓発グッズの配布な	
		ど,地域での防犯パトロールを支援し,防犯意識の向上を図ります。	

02-2 犯罪抑止対策の推進

◆安全・安心パトロールの実施

地域住民による防犯パトロールと連携し,適宜,重点地域を定めるなど,より効果的に安全・安心パトロールを実施することによって,犯罪の抑止を図ります。

◆犯罪が発生しにくいまちへの環境整備

各種の犯罪発生を未然に防止するため、街路灯の設置や死角となるスペースを生まない公園整備、落書きの消去、自治会・商店街等による防犯カメラ等の防犯設備の設置支援など、犯罪が発生しにくい環境を整えます。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
市内刑法犯認知件数(暦年)	2, 234 件 (平成 25 年度)	1, 900 件 (平成 30 年度)

基本計画事業

事業名	安全・安心パトロールの実施	
事業の内容	調布子ども安全・安心パトロールや調布夜間安全・安心パトロールを実施	
	し、地域による防犯パトロールと連携することで、犯罪の抑止を図ります。	





参加と協働の視点 ~市民等に期待される役割~

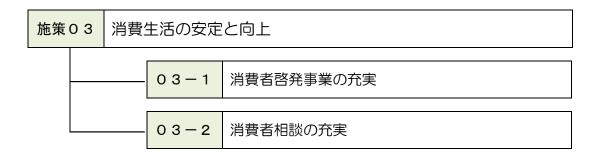
- ○市民は、犯罪や事故を未然に防ぐために必要な知識を身につけるとともに、地域における自 主的な防犯活動に積極的に参加・協力します。
- ○事業者は、防犯まちづくりについて理解を深め、地域と協力して犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。

施策03 消費生活の安定と向上

目的	対 象	消費者
E EN	意図	安全で安心な消費生活をおくることができる

▲ 施策の方向と基本的取組の体系

市民が、自らの自覚と判断により消費者トラブルから身を守り、安心して生活できる消費者となるよう支援します。また、消費者トラブルに巻き込まれた市民に対して的確に対応できる相談体制を整えます。

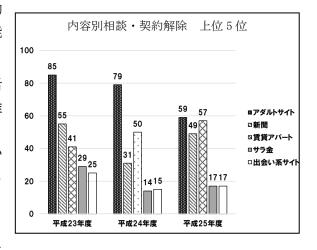


時点修正のポイント (修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等)

- 〇 消費者教育推進法への対応
- 消費者相談窓口の充実

▲ 現状と課題

- ○平成25年度のGDP(名目国内総生産)における家計消費の占める割合は約6割と、消費活
 - 動が社会経済に与える影響は大きく,経済の持続的な発展には消費者の主体的,能動的な消費活動の能力を育む必要があります。
- ○全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活 相談は減少しています。しかし、被害を受けても誰 にも相談しない人、相談する場所がわからない人、 自力で相談できない人など、データに反映されない 潜在的被害者の拡大が懸念されます。高齢化ととも に地域・家族のつながりが弱まる中、経済面や 健康面等の不安につけ込んだ高齢者の消費者トラ ブルが増加しています。また、インターネットやス



マートフォンの急激な普及に伴い、オンラインゲームや出会い系サイトなどによる被害が若者をはじめ幅広い年代に広がっています。

- ○国においては、平成24年12月に消費者被害の防止や自らの利益の擁護及び増進のため、消費者教育の推進に関する法律が施行され、基礎自治体においても地域における消費者教育の推進に努めることが求められています。
- ○情報通信サービスの普及により、インターネット取引に係る消費者トラブルが各年代とも相談 の上位となっています。特に、情報メディアを介した若者の消費者トラブルは低年齢化の傾向 にあることから、低年齢層への消費者教育が必要となっています。
- ○小・中学校での消費教育を図るため、教育委員会と連携し、出前授業の実施を進める必要があります。
- ○新たな手口による詐欺的な悪質商法が後を絶たないことから、引き続き啓発に有効な事業を展開し、消費者トラブルの未然防止と自立した消費者の育成を図っていく必要があります。また、製品事故や食品の偽装表示や不正表示、訪問販売等による悪質商法被害、クレジット契約による多重債務など消費生活における被害が多発しており、被害にあわないための知識の普及や、被害にあった場合の対処についての情報の提供が必要です。
- ○消費者の動向やニーズを把握したうえで、講座の内容や手法を精査し、市民が参加しやすい時間や場所で実施することで効果をより一層高める必要があります。調布市では、市報や調布エフエムなどを活用した情報発信や出前講座の開催などを通じ、被害防止に向けた啓発事業に取り組んでいます。また、市役所での資料コーナーの開設、様々な世代を対象にした講座やアウトリーチ事業を実施することで消費者への啓発を図っています。
- ○調布市では、専門の相談員を配置した消費生活相談室を設置し、消費生活に関する様々なトラブルや相談に対応しており、平成23年以降、相談員のアドバイスにより、自らの消費問題の解決に向けて自主的に取り組む市民が増えています。
- ○年間の消費生活相談件数はここ数年1,500件台で推移していますが、そのうち契約解除に関する相談が最も多く、約3割を占めており、中でもインターネットを利用したアダルトサイトに関する内容が増加しています。
- ○今後は、複雑・多岐にわたる相談に対応するため、相談員のより一層のレベルアップを図ると ともに、被害者に相談室の存在を知ってもらい、気軽に相談できる環境を整備することが求め られています。

➡ 基本的取組の内容

03-1 消費者啓発事業の充実

◆市民生活に役立つ消費者情報の提供

商品やサービス,販売方法が多様化する中,消費生活上のトラブルを未然に防止するため,消費者の年齢や生活環境の違いにも対応できるよう,様々な媒体を活用し,迅速で正確な消費者情報を提供します。

◆消費者教育の充実

子どもから高齢者まで、自主的に合理的な消費行動をとることができるよう、学校や地域活動団体等と連携し、生涯を通じた消費者教育を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
消費者啓発事業への参加者数 (スマートライフフェスタ(※)の 参加者数を含む)	2, 104 人 (平成 25 年度)	7, 800 人 (平成 30 年度)

※スマートライフフェスタ

消費者のための役立つ情報の発信を中心とした若者から高齢者まで楽しめる屋外イベント。平成25年度の基準値は、本イベントの前身の消費者まつり参加者数

基本計画事業

事業名	消費啓発事業	
事業の内容	消費者教育の推進に向け、消費生活に役立つ情報発信や、消費者トラブル	
争未の内谷	を未然に防止するための啓発事業などを行います。	

03-2 消費者相談の充実

◆消費生活相談員のスキルアップ

より効果的に消費者トラブルに対処できるようにするため、様々な研修機会の確保や弁護士などの活用により、消費生活相談に従事する相談員のスキル向上を図ります。

◆消費者トラブルの早期発見と支援

消費者トラブルに巻き込まれた市民の相談に応じる各種の消費生活相談窓口の周知を図ります。また、消費者問題の解決の他に、多重債務者などの社会的に支援を必要とする市民に対し、必要なサービスに繋げることができるよう、関係機関や各種相談窓口、市民団体との相互連携を生かし、より充実した相談支援体制の構築について検討します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
消費者相談に占める自主交渉率	68. 1%	70. 0%
(※)	(平成 25 年度)	(平成 30 年度)

※自主交渉率

相談室における相談件数のうち,相談員のアドバイスにより相談者自ら解決に取り組むこととなった件数の割合

基本計画事業

事業名	消費者相談事業
消費者トラブルの相談に応じる消費生活相談室の運営や周知を	
事業の内容	に,関係各署と連携し消費者トラブルの解決に取り組みます。



調布市消費生活相談室の様子



消費トラブルを 未然に防ぐための広報 「生活ひとくちメモ」





参加と協働の視点 ~市民等に期待される役割~

- ○市民は、主体的で適切な意思決定ができるよう、消費生活に関する必要な情報を収集し、日 ごろから消費者トラブルに巻き込まれないよう心がけます。
- ○事業者は,法律を遵守した健全な経済活動により,消費者の安全と取引の公正を確保します。